

神戸女子短期大学学位規程

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第26条の規定に基づき、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

総合生活学、食物栄養学、幼児教育学

（学位授与の要件）

第3条 短期大学士の学位は、学則第26条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

（学位の名称）

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「神戸女子短期大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、部局長等会議の意見を聴き当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この学則は、平成18年1月12日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に初等教育学科に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。